報告第１８号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年１１月２４日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第６号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和５年１１月１６日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

水路管理瑕疵による人身事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和５年９月２５日午後７時３０分頃、亀山市布気町地内において、市が管理する雨水マンホール上を徒歩で通過する際、当該マンホールの蓋が回転したことにより、相手方が転倒し、右足に打撲を負わせた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

２７，７３５円